

○高浜市議会の議決すべき事件を定める条例

平成元年6月15日

条例第21号

改正 平成22年7月1日条例第11号

平成22年12月24日条例第25号

平成23年9月30日条例第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、高浜市議会において議決すべき事件を、次のとおり定める。

- (1) 姉妹都市提携
- (2) 高浜市自治基本条例（平成22年高浜市条例第24号）第21条に規定する総合計画の基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止
- (3) 定住自立圏形成協定の締結、変更又は廃止

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。